第１部

東京の防災力の高度化に向けて（仮題）

第１章　地域防災計画（震災編）の概要

第１節　計画の目的及び前提

１　計画の目的

○　東京都地域防災計画（震災編）は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 40 条の規定に基づき東京都防災会議が策定する計画である。

○　その目的は、都、区市町村及び防災機関、事業者、地域の防災組織及び都民が総力を結集し、各主体の持てる能力を発揮し、主体間で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、都の地域における地震災害の予防対策、応急・復旧対策及び震災復興を実施し、都民の生命・身体及び財産を保護するとともに、都市の機能を維持することにより、東京の防災力を向上し、「首都東京の防災力の高度化」を図ることにある。

２　計画の前提

○　この計画は、第１部第２節に掲げる「被害想定」、東日本大震災などの最近の大規模地震などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、及び都民・都議会などの提言を可能な限り反映し策定した。

○　防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、子どもなどに対しては、きめ細かい配慮が必要である。

　東日本大震災において、女性、高齢者等の視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことを踏まえ、国においても防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われており、都としてもこうした動向を踏まえて、計画を策定した。

○　災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。

第２節　計画の構成

○　この計画には、都、防災機関、事業者及び都民が行うべき震災対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成と主な内容は、次のとおりである。

構　成	主　な　内　容
第１部 東京の防災力の高度化に向けて （仮題）	○　首都直下地震等の被害想定、減災目標等
第２部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画） （仮題）	○　都及び防災機関等が行う予防対策、都民及び事業者等が行うべき措置 ○　地震発生後に都及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用　等
第３部 災害復興計画 （仮題）	○　被災者の生活再建や都市復興を図るための対策　等
第４部 廃　止	
第５部 東海地震事前対策	○　災害予防対策、警戒宣言時の応急活動体制　等
第６部 東南海・南海地震防災対策推進計画	○　災害防止対策、災害応急対策　等

※　第５部及び第６部は別冊である。今後、被害想定や国の動向等を踏まえて、修正予定。

第３節　計画の習熟

○　各防災機関は、平素から危機管理の一環として、地震防災対策を推進する必要がある。このため、震災に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、地震防災に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、地震災害への対応能力を高める。

第４節　計画の修正

○　この計画は、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。
○　修正に当たっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を東京都防災会議に提出する。